

令和8年3月まで限定
助成金 UP!

あなたの家は大丈夫？

これまで昭和56年5月以前の建築物が対象でしたが、平成12年5月までの建築物も倒壊の危険性の可能性があるため、助成対象を広げました

◇平成12年5月以前の建築物は大地震で倒壊の危険性があります◇

まずは診断

耐震診断 費用助成

助成金UP!

■対象条件

- ① 平成12年5月以前に建築された住宅
- ② 2階建以下の木造住宅
- ③ 区登録耐震診断士による診断
(区の窓口、HPのリスト)

New

耐震診断の判定は？

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

■助成費用

対象診断費用の全額で
最大**30**万円/棟 まで

耐震強度が
不足と判断
されたら！

耐震改修工事に係る特例制度(減額・減免制度)

①住宅の耐震改修工事に係る特例制度(固定資産税・都市計画税)

●問い合わせ先 足立都税事務所 03-5888-6211 西新井栄町2-8-15

②住宅の耐震改修工事に係る特例制度(所得税)

●問い合わせ先 足立税務署 03-3870-8911 千住旭町4-21
西新井税務署 03-3840-1111 栗原3-10-16

※改修工事後の評点が1.0以上となる場合に対象となります。対象住宅、期間がありますので問い合わせ先にご確認ください。

耐震改修する 耐震改修工事 費用助成

助成金
助成率UP!

助成費用 最大**150**万円/棟 又は、対象工事費の**9割**
いずれか低い額

※注＝道路幅が建築基準法上の幅に適合していない場合は建物減築(セットバック)の可能性がありますが(外壁、庇等)又、接道要件を満たしていないと助成の対象になりません

※地域によっては助成金が増える場合がありますので、ご相談下さい。

■主な助成要件

- ① おおむね2年以内に区の耐震診断助成を受けた住宅で耐震補強が必要と判断されたもの(2年を過ぎると実費負担にて再診断が必要です)
- ② 区登録耐震診断士による工事監理
- ③ 耐震シェルター・ベッドの設置支援助成を受けていないこと
- ④ 建築基準法の違反建物への助成は不可

■耐震改修工事の内容

昭和56年5月までに建てられた戸建住宅の耐震改修工事助成は工事後の評点が1.0以上とならないものでも利用できます。
ただし、耐震性が低下する部位が生じる場合は助成できませんのでご注意ください。
詳しくは区へ問い合わせください。

解体する 解体除却工事 費用助成

助成金
助成率UP!

助成費用 最大**150**万円/棟 又は、対象工事費の**9割**
いずれか低い額

※地域によっては助成金が増える場合がありますので、ご相談下さい。

- #### ■主な助成要件
- ① 申請費用・法定手続き費用・カーポート・アスベスト調査費・吹付けアスベスト撤去工事費・残置物(ゴミなし)・物置・鉢植え樹木等は対象外
 - ② 建設業もしくは東京都の解体登録をしている業者
 - ③ 更地にすることが条件

注意!

●混構造建物は事前相談が必要です ●内定通知発行前の契約は事前着手とみなし、対象外となる場合があります ●営利目的の助成は受けることができません ●診断士による工事監理は費用が別途掛かる場合があります ●店舗、作業所等の併用住宅は住居の床面積が過半以上必要です ●消費税は対象外です ●対象診断費・対象工事費については問い合わせください ●助成金拡充は、令和5年4月1日から3年間限定です

手続きの流れ

所有区分等によっては追加書類を求める場合もあります。詳細は区へお問い合わせください。①～⑥まで書類不備等が無ければ1～2ヶ月程度です。

① 事前申請

区登録の診断士を登録リストから選び必要書類を区の窓口へ事前申請(診断士への代理手続きをおすすめします)

② 耐震診断の実施

区から内定通知発行後耐震診断実施

③ 完了申請

耐震診断完了後区の窓口へ完了申請

④ 助成金振込

区から決定通知発行後約1ヶ月後に助成金の振込み(振込みのご連絡は行いません)

⑤ 事前申請

診断申請手続き完了後耐震強度不足の結果の場合、耐震改修・解体工事の必要書類を区の窓口へ事前申請

⑥ 工事の着工

区から内定通知発行後耐震改修・解体の契約及び着手

⑦ 完了申請

工事完了後区の窓口へ完了申請

⑧ 助成金振込

区から決定通知発行後約1ヶ月後に助成金の振込み(振込みのご連絡は行いません)